

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐が義務※付けられていますが、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡を取ることが容易になってきていることから、県発注工事においては、以下の要件を満たす場合は、例外的に常駐義務の緩和を認めています。

※当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること

建設業法改正（令和7年2月1日施行）にあわせ、常駐義務の緩和を拡大しました。

● 常駐義務の緩和の要件

当該工事の現場代理人が、他の工事の現場代理人を兼任（又は他の工事の主任技術者を兼務）する場合で、以下に該当する場合、現場代理人の常駐義務は要しません。

請負代金 下請5,000万円（8,000万円）	監理技術者の配置を要する工事の場合（下請代金5,000万円を超える場合は、現場代理人の常駐義務の緩和はありません。）
<p>令27条2項適用による兼任が条件</p> <p>4,500万円（9,000万円）</p>	<p>ケース1（要領2条2項1号） 以下を全て満たす場合（令27条2項適用）は、常駐義務を緩和します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 同一の主任技術者が2つの工事の主任技術者を兼任していること。 ➢ 兼務する工事について、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事 ➢ 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所にある。 <p>主任技術者の専任が必要な工事を含む場合は、兼任できる工事の数は当該工事を含め2件程度です。（主任技術者が非専任の場合、件数の制限はない。）</p>
<p>500万円</p>	<p>ケース2（要領2条2項2号,3項） 以下のいずれかを満たす場合は、常駐義務を緩和します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 兼任する工事の現場が、同一の土木事務所の管内にあること。 ➢ 同一の発注機関（出先機関に限る。）が発注する工事の場合は、当該発注機関の管内にあること。 <p>兼任(又は兼務)できる工事の数は当該工事を含め3件までです。</p>
	<p>ケース3（要領2条1項4号） 500万円未満の工事では、常駐義務はありません。（届出不要） （特記仕様書に現場代理人の常駐義務緩和を適用しない旨が明記されている場合を除く。） 契約上の職務を果たしていれば、兼務の件数に制限はありません。</p>

() は建築一式工事

● 兼任させる場合の手続き等

- ・ 兼任しようとするときに、現場代理人兼任届を発注者に提出してください。
- ・ 同一の発注機関が発注する工事において兼任する場合は、一方の工事現場代理人兼任届を提出すれば、もう一方の工事における現場代理人兼任届の提出は省略できます。

● 届出書の様式

千葉県ホームページ（入札契約制度（建設工事等）関連通知等）を参照してください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/seido/>